

2024. 6. 27

目先の可処分所得増か、それとも将来不安払拭か ～世代間の公平性を重視するなら消費税も有力な選択肢～



経済調査部 エコノミスト

前田 和孝

ポイント

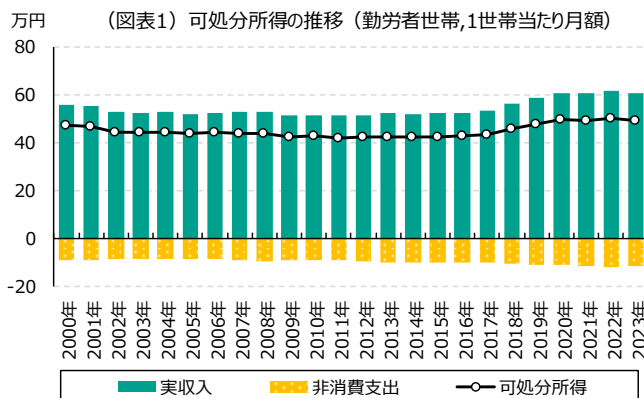
- 勤労者世帯の可処分所得は、2023 年度時点で 49.6 万円となっている。実収入は増加も、非消費支出も増えているため 2000 年度と比べて +2.3 万円にとどまっている
- いずれの年齢階級、収入階級、都市階級でも社会保険料負担は増加。もっとも、社会保障給付まで含めると、25～34 歳の負担額は縮小
- 将来不安が消えない限り、可処分所得が増えても消費を手控える動きが緩和する効果は小さいものとなる可能性もある。負担に対する理解を得るためには、給付として還元されるとの認識が広がるかがカギ

1. 非消費支出増加で可処分所得は伸び悩む

家計調査によると、勤労者世帯の可処分所得（1 世帯当たり月額）は、2023 年度時点で 49.6 万円となっている（図表 1）。内訳を見ると、勤め先収入などの実収入が 61.0 万円となっており、ここから税・社会保険料などの非消費支出が 11.4 万円引かれている。

可処分所得のこれまでの推移を追うと、2000 年度には 47.3 万円（実収入：56.0 万円、非消費支出：8.8 万円）だったが、その後は緩やかに減少基調をたどり、2011 年度には 42.3 万円（実収入：51.4 万円、非消費支出：9.1 万円）まで下がった。この間は、実収入が減少する一方で、非消費支出が増加しており、収入・負担ともに可処分所得を押し下げる方向に働いた。

その後は、安倍元首相が経済界に対し賃上げ要請を行なう「官製春闘」などを契機に勤め先収入が増加に転じたことなどから実収入は増加に向かった。一方、非消費支出も増加傾向が続いたことから、2023 年度の可処分所得は 2000 年度と比べて +2.3 万円にとどまっている。



(出所) 総務省「家計調査」より明治安田総研作成

2. 40代、50代の負担増は顕著

ここ 10 年に関しては、実収入が増加傾向にあるため、可処分所得が伸び悩んでいる要因は非消費支出の増加ということになる。ただし、負担増の程度は年齢や収入などによっても異なる。そこで、世帯主の年齢階級別・収入階級別、都市階級別に非消費支出の動向を確認する。

まず、年齢階級別に2005年度と2023年度を比較すると、直接税や消費税は、55～64歳までの勤労者世帯ではいずれも1万円程度の増加となっている（図表2）。2度の消費税増税に加え、東日本大震災からの復興財源確保のため所得税、住民税に復興特別税が加算されたことなどが負担増につながったとみられる。また、直接税の内訳を見ると、個人住民税の増加幅が勤労所得税と比べて大きい。これはいわゆる三位一体の改革の一環で、2007年に国（所得税）から地方（住民税）へ税源移譲を進めたことが一因である。これにより、税率構造が所得税は4段階から6段階へ（2015年度以降は7段階）、住民税は3段階から一律10%に見直され、住民税負担が増加する世帯が増えた。社会保険料の動向を見ると、こちらもすべての年齢階級で増えている。健康保険料率（協会けんぽ、全国平均）は2012年度以降10.0%となっており、2005年度の8.2%から上昇している。加えて、厚生年金保険料率も2017年に18.3%になるまで段階的に引き上げられてきた。特に、45～54歳の負担増が相対的に大きくなっている。非消費支出の勤め先収入に対する割合を見ると、45～54歳（2005年度：20.4% → 2023年度：29.2%、上昇幅：+8.8%ポイント）は、ほかの年齢階級と比べて上昇が顕著である。これは、介護保険料率の引き上げが一因と考えられる。

次に、収入階級別に見ると、直接税・消費税・社会保険料ともに収入が高いほど負担額は増えている（図表3）。直接税の内訳を見ると、第1分位から第4分位までは勤労所得税がほとんど増えておらず、税負担の増加は個人住民税の増加によるものとなっている。また、非消費支出の勤め先収入に対する割合が第1分位（2005年度：23.3% → 2023年度：33.2%、上昇幅：+9.9%ポイント）では30%を上回るなど、収入対比で負担感が高まっている。

最後に、都市階級別に2008年度と2023年度を比較すると、直接税については、大都市、中都市では増加したものの、小都市・町村ではほとんど変わっていない（図表4）。一方、消費税と社会保険料は、大都市中心にいずれも増加している。非消費支出の勤め先収入に対する割合は、大都市と中都市で上昇幅が大きくなっているが、すべての都市階級で25%程度とそれほど大きな差はない。

（図表2）年齢階級別の非消費支出・社会保障給付の内訳（1世帯当たり月額）

項目	25～34歳			35～44歳			45～54歳			55～64歳			65歳以上（無職世帯）		
	2005年	2023年	変動幅	2005年	2023年	変動幅	2005年	2023年	変動幅	2005年	2023年	変動幅	2005年	2023年	変動幅
直接税…①	2.1	3.1	+1.0	3.3	4.3	+0.9	4.4	5.6	+1.2	4.3	5.6	+1.3	1.2	1.3	+0.1
勤労所得税	1.0	1.3	+0.2	1.6	1.9	+0.3	2.1	2.5	+0.5	1.8	2.3	+0.5	0.0	0.1	+0.0
個人住民税	0.6	1.3	+0.6	1.1	1.8	+0.7	1.5	2.3	+0.8	1.4	2.4	+0.9	0.2	0.4	+0.2
他の税	0.4	0.5	+0.1	0.6	0.7	+0.0	0.8	0.7	▲0.1	1.0	0.9	▲0.1	1.0	0.9	▲0.1
消費税…②	1.3	2.5	+1.2	1.5	2.8	+1.3	1.9	3.3	+1.4	1.7	3.2	+1.4	1.2	2.4	+1.2
社会保険料…③	3.8	5.3	+1.4	4.7	6.7	+1.9	5.5	7.9	+2.4	4.7	7.2	+2.4	1.4	2.0	+0.5
公的年金保険料	2.3	3.4	+1.0	2.9	4.1	+1.2	3.3	4.7	+1.4	2.7	4.2	+1.5	0.1	0.2	+0.1
健康保険料	1.3	1.7	+0.4	1.5	2.1	+0.6	1.8	2.5	+0.7	1.6	2.3	+0.7	1.0	1.0	+0.1
介護保険料	0.0	0.0	+0.0	0.1	0.2	+0.1	0.2	0.4	+0.3	0.2	0.4	+0.3	0.4	0.7	+0.3
他の社会保険料	0.2	0.2	▲0.0	0.3	0.2	▲0.0	0.3	0.3	+0.0	0.2	0.2	+0.0	0.0	0.0	+0.0
非消費支出（①+②+③）	7.2	10.8	+3.6	9.6	13.7	+4.2	11.8	16.8	+5.0	10.7	15.9	+5.2	3.8	5.7	+1.8
非消費支出/勤め先収入（%）	17.6	21.3	+3.7	19.1	23.6	+4.5	20.4	29.2	+8.8	22.3	27.6	+5.3	-	-	-
社会保障給付	0.6	2.6	+2.0	0.8	1.9	+1.1	0.7	1.3	+0.5	2.6	2.5	▲0.1	20.2	20.3	+0.1
公的年金給付	0.1	0.3	+0.2	0.4	0.3	▲0.1	0.6	0.7	+0.1	2.4	2.1	▲0.3	20.0	20.1	+0.1
他の社会保障給付	0.5	2.3	+1.8	0.4	1.6	+1.2	0.1	0.6	+0.5	0.2	0.3	+0.1	0.2	0.1	▲0.0
社会保障給付-社会保険料	▲3.2	▲2.6	+0.6	▲3.9	▲4.8	▲0.8	▲4.8	▲6.7	▲1.9	▲2.1	▲4.7	▲2.6	18.8	18.3	▲0.5

※25～34歳、35～44歳、45～54歳、55～64歳は勤労者世帯

※消費税は2005年度は消費支出に5%、2023年度は食料支出に8%、それ以外の消費支出に10%の税率をかけて推定

（出所）総務省「家計調査」より明治安田総研作成

単位：万円（※非消費支出/勤め先収入のみ%）

(図表3) 定期収入階級別の非消費支出・社会保障給付の内訳 (勤労者世帯,1世帯当たり月額)

項目	第1分位			第2分位			第3分位			第4分位			第5分位		
	2005年	2023年	変動額	2005年	2023年	変動額	2005年	2023年	変動額	2005年	2023年	変動額	2005年	2023年	変動額
直接税…①	1.0	1.3	+0.3	1.6	2.2	+0.5	2.5	3.3	+0.8	4.2	5.2	+1.0	8.7	11.4	+2.7
勤労所得税	0.2	0.2	+0.0	0.6	0.6	▲ 0.0	1.1	1.1	▲ 0.0	2.0	2.0	+0.0	4.4	6.1	+1.7
個人住民税	0.2	0.5	+0.3	0.4	1.0	+0.5	0.7	1.5	+0.8	1.4	2.5	+1.0	3.3	4.4	+1.1
他の税	0.6	0.6	+0.0	0.6	0.6	▲ 0.0	0.7	0.7	+0.0	0.8	0.8	▲ 0.0	1.0	1.0	▲ 0.1
消費税…②	1.3	2.3	+1.1	1.3	2.6	+1.2	1.5	2.9	+1.4	1.8	3.3	+1.5	2.3	4.0	+1.7
社会保険料…③	1.4	2.0	+0.6	3.1	4.3	+1.2	4.4	6.5	+2.0	6.4	8.9	+2.6	8.1	11.8	+3.6
公的年金保険料	0.7	0.9	+0.2	1.7	2.4	+0.7	2.6	3.9	+1.2	3.9	5.4	+1.5	5.0	7.0	+2.1
健康保険料	0.7	0.8	+0.2	1.1	1.5	+0.3	1.5	2.1	+0.6	2.0	2.8	+0.8	2.5	3.6	+1.1
介護保険料	0.1	0.3	+0.2	0.1	0.3	+0.2	0.1	0.3	+0.2	0.2	0.4	+0.3	0.3	0.6	+0.4
他の社会保険料	0.0	0.1	+0.0	0.2	0.2	▲ 0.0	0.2	0.2	▲ 0.0	0.3	0.3	▲ 0.0	0.4	0.4	+0.0
非消費支出 (①+②+③)	3.7	5.6	+1.9	6.1	9.1	+3.0	8.5	12.7	+4.3	12.4	17.4	+5.1	19.1	27.1	+8.0
非消費支出/勤め先収入 (%)	23.3	33.2	+9.9	17.1	22.1	+4.9	17.8	23.1	+5.2	19.9	25.1	+5.3	22.6	28.3	+5.7
社会保障給付	4.7	7.9	+3.2	1.8	4.5	+2.7	1.0	2.6	+1.6	0.7	1.9	+1.2	0.5	1.2	+0.8
公的年金給付	4.3	7.2	+2.9	1.5	3.6	+2.1	0.8	1.5	+0.7	0.4	0.9	+0.5	0.4	0.6	+0.2
他の社会保障給付	0.4	0.7	+0.2	0.3	0.9	+0.6	0.3	1.1	+0.9	0.2	0.9	+0.7	0.1	0.6	+0.6
社会保障給付-社会保険料	3.3	5.9	+2.6	▲ 1.3	0.2	+1.5	▲ 3.4	▲ 3.9	▲ 0.4	▲ 5.7	▲ 7.1	▲ 1.4	▲ 7.7	▲ 10.5	▲ 2.8

※「五分位階級」とは、世帯主の定期収入を収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数で五分等分した場合の各グループのことで、収入の低い方から第1、第2、第3、第4、第5分位階級となる

※消費税は2005年度は消費支出に5%、2023年度は食料支出に8%、それ以外の消費支出に10%の税率をかけて推定

(出所) 総務省「家計調査」より明治安田総研作成

単位：万円 (※非消費支出/勤め先収入のみ%)

(図表4) 都市階級別の非消費支出・社会保障給付の内訳 (勤労者世帯,1世帯当たり月額)

項目	大都市			中都市			小都市A			小都市B・町村		
	2008年	2023年	変動額	2008年	2023年	変動額	2008年	2023年	変動額	2008年	2023年	変動額
直接税…①	4.7	5.6	+0.9	4.2	4.7	+0.6	4.2	4.2	+0.0	3.6	3.6	▲ 0.0
勤労所得税	1.9	2.6	+0.7	1.5	2.0	+0.5	1.5	1.7	+0.2	1.1	1.3	+0.2
個人住民税	2.1	2.3	+0.2	1.9	2.0	+0.1	1.9	1.8	▲ 0.1	1.7	1.6	▲ 0.0
他の税	0.7	0.7	+0.0	0.8	0.8	▲ 0.0	0.8	0.7	▲ 0.1	0.9	0.7	▲ 0.2
消費税…②	1.6	3.3	+1.6	1.6	3.0	+1.4	1.6	2.9	+1.3	1.6	2.8	+1.2
社会保険料…③	4.8	7.0	+2.1	5.0	6.7	+1.8	5.1	6.5	+1.4	5.1	6.4	+1.4
公的年金保険料	2.9	4.1	+1.1	3.0	4.0	+1.0	3.1	3.8	+0.7	3.0	3.7	+0.7
健康保険料	1.6	2.2	+0.7	1.6	2.1	+0.5	1.7	2.2	+0.5	1.7	2.2	+0.5
介護保険料	0.1	0.4	+0.3	0.1	0.4	+0.2	0.2	0.4	+0.2	0.2	0.4	+0.2
他の社会保険料	0.2	0.2	+0.1	0.2	0.2	+0.0	0.2	0.2	+0.0	0.2	0.2	+0.0
非消費支出 (①+②+③)	11.1	15.8	+4.7	10.8	14.5	+3.7	10.9	13.6	+2.7	10.3	12.8	+2.5
非消費支出/勤め先収入 (%)	21.5	26.3	+4.8	21.8	25.8	+4.0	21.5	25.6	+4.1	21.8	25.5	+3.6
社会保障給付	1.6	3.2	+1.6	2.0	3.6	+1.6	2.0	3.5	+1.5	2.9	4.8	+2.0
公的年金給付	1.3	2.4	+1.1	1.7	2.7	+1.0	1.7	2.7	+1.0	2.5	3.8	+1.3
他の社会保障給付	0.3	0.8	+0.5	0.3	0.9	+0.6	0.3	0.8	+0.5	0.4	1.1	+0.7
社会保障給付-社会保険料	▲ 3.2	▲ 3.8	▲ 0.6	▲ 3.0	▲ 3.2	▲ 0.2	▲ 3.2	▲ 3.0	+0.1	▲ 2.2	▲ 1.6	+0.6

※大都市=政令指定都市及び東京都区部、中都市=大都市を除く人口15万以上の市、小都市A=人口5万以上15万未満の市、小都市B=人口5万未満の市

※消費税は2005年度は消費支出に5%、2023年度は食料支出に8%、それ以外の消費支出に10%の税率をかけて推定

(出所) 総務省「家計調査」より明治安田総研作成

単位：万円 (※非消費支出/勤め先収入のみ%)

3. 給付まで見ると25~34歳の負担額は縮小

いずれの年齢階級、収入階級、都市階級でも、程度の差こそあれ非消費支出は増加しており、その主因は社会保険料となっている。税・社会保険は所得再分配機能を持つ。とりわけ社会保険は、基本的に負担と給付がセットとなるため、評価にあたっては社会保障給付も含める必要がある。そこで、社会保障給付から社会保険料を除いた額を見ると、まず年齢階級別では、55~64歳までいずれもマイナスではあるものの、25~34歳は2005年度の▲3.2万円から2023年度は▲2.6万円へとマイナス幅が縮小している(前掲図表2)。内訳を見ると、2005年度に比べて他の社会保障給付が+1.8万円となっているのが大きい。これは、2010年の民主党政権時に子ども手

当として子育て世帯への現金支給額が増額され、その後の自民党政権でも引き継がれるなど支援が拡充されたことが一因とみられる。一方、65歳以上の無職世帯では、2005年度の+18.8万円から2023年度は+18.3万円へとプラス幅が小幅縮小している。

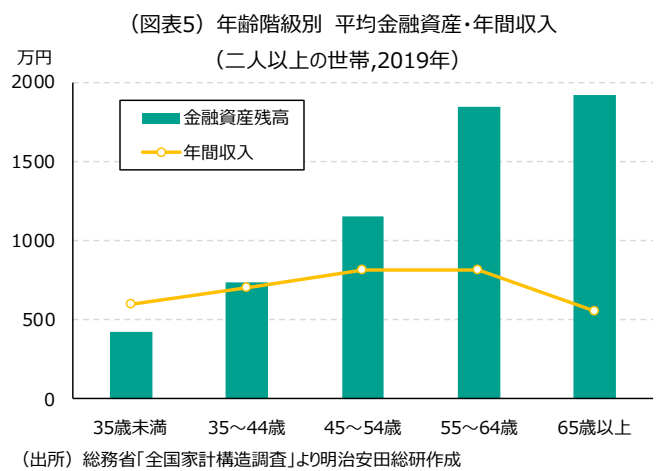
次に収入階級別に見ると、第1分位と第2分位がプラスとなっており、高所得者から低所得者への再分配効果が発揮されている（前掲図表3）。最後に、都市階級別では、小都市Aは2008年度の▲3.2万円から2023年度は▲3.0万円へ、小都市B・町村は同▲2.2万円から同▲1.6万円へとマイナス幅が縮小している（前掲図表4）。

4. 給付として還元されるとの認識が広がるかが重要

25～34歳における給付と負担のバランスには改善が見られるものの、社会保険料負担の増加が現役世代の可処分所得の抑制要因となっていることに変わりはない。社会保障給付費は、2024年度予算ベースで137.8兆円と過去最高水準になっているほか、政府が2018年に示した見通しでは2040年度には約190兆円まで増加する見込みである。そのため財源はどうしても必要になる。社会保険料は収入に応じて徴収されるため、資産を多く保有しているにもかかわらず、収入が少ない高齢者の負担が小さくなる傾向がある。他方、預貯金・有価証券などの金融資産残高を見ると、65歳以上は平均で2,000万円近くを保有する反面、35歳未満は400万円程度となっている（図表5）。政治的ハードルは高いが、世代間の公平性を重視するという意味では、今後は消費税の負担割合を増やすことは検討に値する。これまでの動向を見ても、消費税は、社会保険料と異なり、65歳以上も他の年齢階級と概ね同額の負担増となっていることが確認できる（前掲図表2）。

一方で、給付の伸びを抑制する取組みも引き続き重要である。例えば、公的年金制度においては、保険料の上限を固定しつつ、給付を調整するマクロ経済スライドを導入し、負担と給付のバランス調整を実施している。また、介護保険では、施設入居時の負担軽減策（補足給付）において、住民税非課税世帯であっても預貯金等が一定額以下であることを要件としている。医療保険においても介護保険の補足給付と同様に金融資産等を考慮に入れた仕組みの導入が検討課題に挙げられており、こうした動きは継続すべきだろう。

社会保障制度は、従来家庭内で担っていた高齢期の生活費や介護費、子育て費用などを社会化する取組みでもある。可処分所得を増やすべく税・社会保険料負担を減らせば、その分社会保障の持続性が確保できなくなるリスクは高まる。今後も少子高齢化が進めば医療・介護のニーズはさらに高まるほか、平均寿命が延びれば老後の生活への備えがもっと必要になる。個人の力でこうした支払いに対応する必要性が高まれば、仮に負担を減らして可処分所得を押し上げたとしても、将来不安は消えず、消費を手控える動きが緩和する効果が小さいものにとどまる可能性もある。現段階ですでに社会保障に必要な財源を確保できていない状況ではあるが、今後、負担に対する理解を得るためには、将来的な給付として還元されるとの認識が広がるかがカギとなる。政府には、目先の物価対策のみならず、社会保障給付のビジョンを掲げ、国民の信頼を高める姿勢がますます求められることになる。



本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝

電話番号：03-6261-7947

e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 TEL03-6261-6411